

市
民
室
教

基本選挙人名簿

民主主義政治の根本である選挙に用いられる基本選挙人名簿の調製は、毎年九月十五日現在で行れます。この基本選挙人名簿はどのようにして作られます。つまり、いつ確定するかそのあらましを説明する事にします。

(1) 調製期日は毎年九月十五日

六日から九月十五日まで石岡市に住所を有するもので、今年の六月十

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。

(2) 調製した選挙人名簿は、この

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。

(3) 縦覧期間は毎年十一月五日

から十九日までの十五日間で

あります。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(4) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(5) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ることでできます。

(6) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(7) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(8) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ることができます。

(9) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(10) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(11) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ることができます。

(12) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(13) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(14) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ることができます。

(15) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(16) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(17) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ことができます。

(18) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(19) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(20) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ことができます。

(21) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(22) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(23) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ことができます。

(24) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(25) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(26) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ことができます。

(27) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(28) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(29) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ことができます。

(30) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(31) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(32) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ことができます。

(33) 選挙管理委員会は、この申立

があつたときは、申立があつ

た日から二十日以内に、これ

が正当であるかどうかを決定

します。(縦覧期間中は土曜

日曜も午前八時半から午後五

時まで扱います。)

(34) 每年十二月二十日が基本選

挙人名簿の確定日で、この名

簿は当日起算して名簿を作成します。

(35) 基にして、従来の名簿、戸籍

提出していただき申請書を

選挙管理委員会は、この申立

に誤載や脱漏があることを

認めるとときは異議の中立をす

ことができます。

(36) 選挙

私はこう思ふ
奥村和夫

〔易經と石岡市〕
石岡市は東京から見れば良位に位する。俗に云う丑寅の方向、鬼門に当る。神仏を祭るに適し、東京都民の墓苑として利用することは結構な構想である。

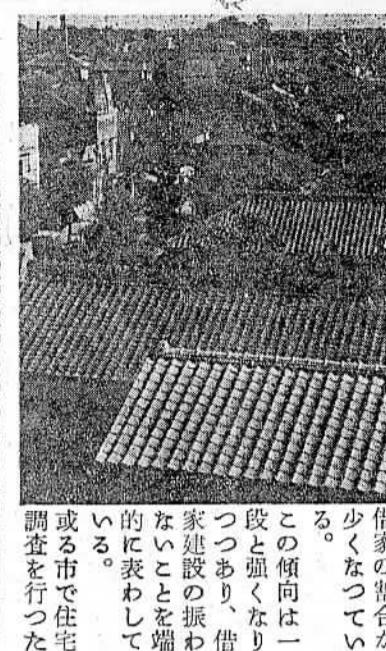
〔火の如きもの〕儀礼に関するもの（例えは都々逸祭り、火祭り、常陸総社宮祭り、鳩時計祭り、古墳祭り、香取鹿島神社祭り）といつても

柏原池を活用すること

はよいことである。果樹園を造成することもよいことである。

火に関するもの（例えは花火）の方向、鬼門に当る。神仏を祭るに適し、東京都民の墓苑として利用することは結構な構想である。

〔美酒祭り〕は乾位に位する所であり、市民のための墓苑として選定されたことはよい。



★毎年三二戸が不足
いまの住宅事情を過密居住の面から一人当たりの疊数についてみると、昭和二十五年の三・三疊（全国平均は三・七疊）と○・二疊が減つており、一戸当たりの住居人數は五・二人から五・三人と○・一人が増え市内の住宅事情は好転していないことを示している。

住家は人生の唯一の安息所であり、家庭での団欒の一刻は新しい明日への活動力を与えてくれている。間借りや、同居の人たちの、この憧れは住宅政策を強く大きくゆさぶつてゐるが、市の住宅事情はどうだろうか



要されているもの、婚姻により新居に迫られているものなどを加えると約一、二七〇戸が不足している。そればかりか年々一三〇世帯程度の世帯増加に合せ、過去三ヶ年間に三一九人からの自然増加があるから、年間平均建設数である九八戸を差引いても年々三二戸が不足してゆくことになる。

既存住宅についてみると、世帯数六、九八三に対し戸数は

七三戸の算術的住宅不足数が算出されるが、既に耐用年数を経過した明治年代の考査家屋や、非住家、立ち退きを強制するもの

は庶民階級

和二十三年には持家六五%、

借家三三%、給与住宅二%と

借家の占める割合は大きかつたが、三十年には持家七八%

借家二〇%、給与住宅二%と

借家の割合が少くなっています。

この傾向は一段と強くなりつつあり、借家建設の振わないことを端的に表わしている。

或る市で住宅調査を行つた

（筆者は観光連絡調整官）

觀光計画の構想

（）の収穫に関するもの（栗拾い、西瓜園開放の如きもの）等によつて客を集めることは結構な構想である。

石岡市の中心から見て西北部

は乾位に位する所であり、市

のための墓苑として

は適当でない。東京都

民のためのものである

千米附近に圧力水が豊富に得

られるということになれば温

度としても年平均気温一四度

に三〇度を加え四四度となり

て何処からとなく高尚な音楽

演奏の形を日本

の四つの島の形、六大

の形にして底には地図を描

く、天井には星座を描くとい

つた設計を考えること、そし

て次のようなもの

公営住宅は国庫補助によ

り市や県が建築して

皆さんに貸与する住宅

がある。

オーナー種公営住宅

はよいことである。

柏原池を活用すること

はよいことである。

火の如きもの（例えは都々逸祭り、火祭り、常陸総社宮祭り、鳩時計祭り、古墳祭り、香取鹿島神社祭り）といつても

造成することもよいことであ

る。市中心の東部は震の位

度とともに年平均気温一四度

に改めた。

内に改めた。

</

在校の遺児

靖国神社へ

義務教育の最終年次である中学生三年生を対象として昭和二十七年から遺児の靖国神社参拝が行われていますが、本年は才七次として二十七、二十八日の両日、市内中学校在学遺児四十四名の神社参拝と都内見学が行われました。この年令層特に選んで参拝を行つて行っていますのは、最も精神的発展のこまやかな時期で深い考察と運用が必要であるとされ、この行事により十分効果の發揮できるようと、県下では毎年七百余名の遺児が参拝を行つています。

△金丸一富田線
市営住宅戸（一戸八・五坪）
市内茶屋場、才二種住宅十戸（一戸八・五坪）
十戸（一戸一〇・五坪）
竣工＝十二月中予定

△国道六号線
守木町交番前からモリ幸前までの延長四三〇米をアスファルト及びコンクリート舗装。水戸市、昭和道路工業KK請負で工事費は四四〇万円。
竣工＝明治一月二十七日



朝夕の二

秋の味覚は“きのこ”
に集まる。味噌汁によし
炊込みによし仙煮によし。
それだけに採り手も多い
子供といわゆる大人なものに
季節と変わらず、山を運び出
たのが、竹次郎さんだ。

（左）秋の味覚は“きのこ”
に集まる。味噌汁によし
炊込みによし仙煮によし。
それだけに採り手も多い
子供といわゆる大人なものに
季節と変わらず、山を運び出
たのが、竹次郎さんだ。

市・県民税は10月31日まで
へ進むことになつて、明さんは、この地区予選に参
加し、ドッヂリの五位で県大会に進んだが、二十名の者と競
争つて、二位に入賞したとい
うから相当のガンバリ屋であ
る。翌三十一年にも、その誠
実とねばり強さがあつて、か
く見事優勝し、京都の全国大会
に選抜されたが、惜敗を喫し
ご主人は“残念だ”といふと
なつた。

遅れると損

それぞれ定められた納定期限が
あります。期日までに納めないとどうなるか述べて
みます。

納期を経過した税金は日歩
三歩（百円）に付き一日三歩
の割合（延滞金を納めね
ばならず、そのままにして
おくと督促状が發付され、
同様に記された定期限内
には本税と日歩三歩の延滞
金と督促手数料を合わせた金
額をもたらす）と期限後
の延滞金（日歩三歩）がつき延滞
金と合わせて都合日歩六銭と
なります。

次に例示しますと

税額二千円の固定資産税（第
二期の場合）

（納期は7月31日）

①督促状発付前の9月10日に

組合設立や運営などについ
ては気軽に御相談ください。
専門の係を設けてあります
からお問合せ下さい。

（左）税額二千円の固定資産税（第
二期の場合）

納めるに1,020円です。
（国庫端数計算法で四円六
銭は免除）
②督促状発付後10月31日（指
定期限を9月30日に仮定）に
納めると二、〇七〇円です。
（端数の計十三円六〇銭は免
除）
③納税組合に加入すると一、
九〇〇円です。（本税に対し百分の五の納税
獎勵金の還元）

（右）

（左）

（右）